

3 みどりの将来像図

みどりの将来像を具体的に示す各将来像のイメージ図と全体図を示します。

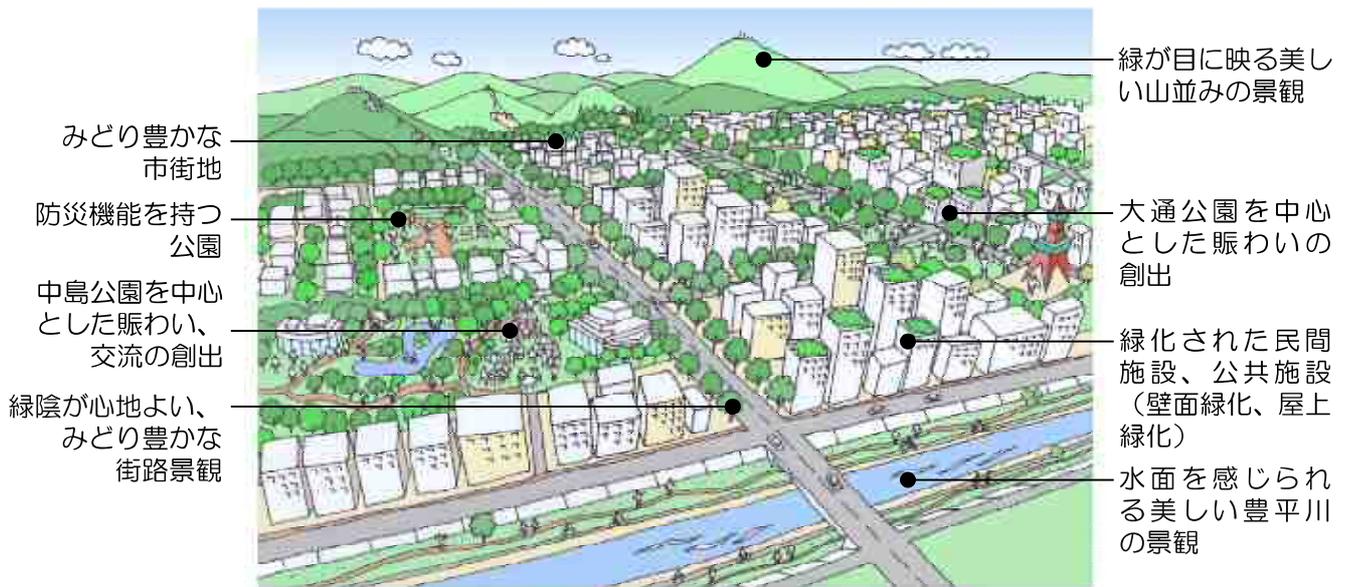
自然のイメージ

みどりの将来像「良好な自然環境が保全され、人と自然が共生しています。」



都市のイメージ

みどりの将来像「五感を通して感じられるみどりが保全・創出され、
都市の魅力を高めています。」



ひとのイメージ

みどりの将来像「多くの人がみどりにふれあい、
幸福感のある日常生活を送っています。」



森林の大切さなどの理解のための観察会が開催されています

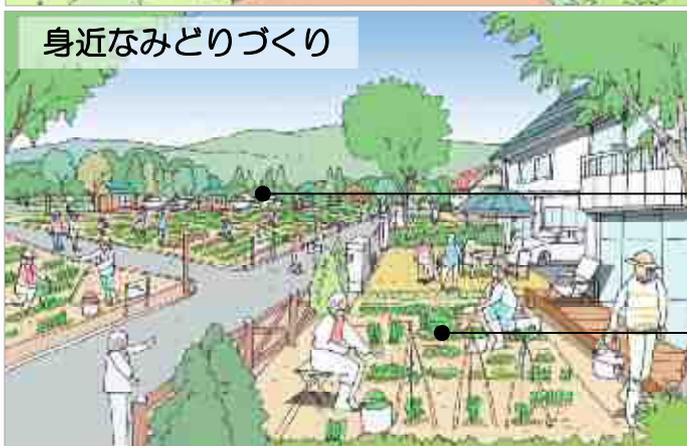
間伐など維持管理が行われています



町内会やボランティアが、ネットワーク拠点施設で情報交換や交流をしています

地域の活動として子どもたちのために、プレーパークなどを開催しています

ボランティアリーダーのコーディネートにより、花植えなどのみどりのボランティア活動が活発に行われています



農業体験を通じて、交流が生まれています

住宅地の庭でのみどりづくりを楽しんでいます

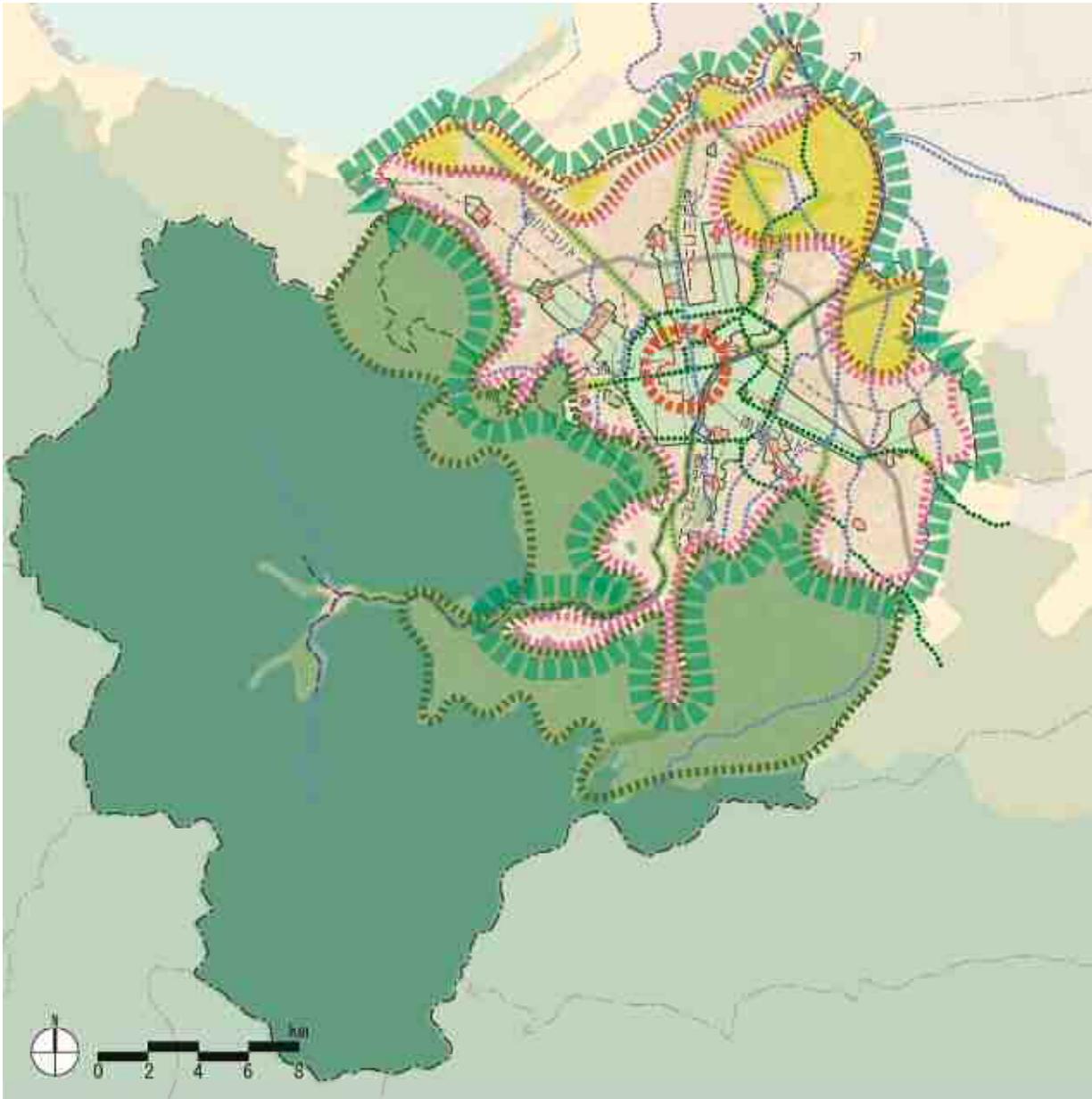


都心の緑化講習会などをきっかけに、地域交流が活発になっています

コンテナガーデンなど、市民と連携した質の高いおもてなし緑化が取り組まれています

全体図

全体図は、札幌市都市計画マスタープランや都市構造を踏まえたエリアごとの将来像として示しています。



凡例

- 森林を切り取り活かす
みどりのエリア
- 平地を切り活かす
みどりのエリア
- 都市の魅力を高める
みどりのエリア
- 豊かな市街地を形成する
みどりのエリア

- 緑化重点地区
(集合住宅・商業開発区域)
- 緑化重点地区
(都市機能誘導区域(地域交流拠点))
- 緑化重点地区
(都市機能誘導区域(中心))
- 山脈み
- 河川

- #### 自然的なみどりのネットワーク
- 環状グリーンベルト
 - コリドー
 - 水を中心としたみどりのネットワーク
 - 道路を中心としたみどりのネットワーク
 - 山地丘陵地のみどり
 - 平地のみどり

- 山地地帯 (都市計画区域外)
- みどり豊かな市街地
- 地下鉄
- 川
- 路面電車
- 養道道路
- 行政区界

エリアなどの将来像

<p>森林を知り守り 活かすみどりのエリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・天然林・人工林の適切な管理更新により、持続的に森林の保全・活用が推進されています。 ・自然歩道など多様なみどりを介してさまざまな世代が自然を学び、自然にふれあい、交流しています。 ・森林のみどりを守り活かす活動が活発になり、地球環境の改善に寄与しています。
<p>平地を守り活かす みどりのエリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・草地や農地などの自然環境について、市民が楽しみながら理解を深め、守り活かす活動が推進されています。 ・それらの活動を通じて、多様な生物の生息・生育空間が確保されています。
<p>都心の魅力を高める みどりのエリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者、行政が一体となり、民間施設や公共施設のみどりが創出されています。 ・大通公園や中島公園といった大きな公園とともに、創出されたみどりのオープンスペースが、市民や来訪者の憩いや賑わいの交流拠点となり、札幌に活力をもたらしています。
<p>豊かな市街地を形成 するみどりのエリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・藻岩山や豊平川といった札幌市民の原風景となる美しい景観が保全され、快適な生活環境が維持されています。 ・公園や街路樹が適切に管理され、災害時には公園の持つ防災機能を発揮することで、安全・安心な都市となっています。 ・公園などでのみどりとふれあう活動を通じて、人と人がつながり、互いに支え合える優しい地域コミュニティを育み、多くの人が幸福感のある日常生活を送っています。
<p>平地のみどり</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域に位置し、畑や牧草地が広がる生産の場となっており、農地の保全や、自然環境についての理解が深まっています。
<p>緑化重点地区</p> <ul style="list-style-type: none">  集合型居住誘導区域  都市機能誘導区域（地域交流拠点）  都市機能誘導区域（都心） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内に位置し、コンパクトなまちづくりと連動して、みどりによる良好な都市環境が形成され、住宅市街地の質が高まっています。
<p>山並み・河川</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の原風景である、市街地から見える山並みと河川の美しい景観を形成しています。
<p>骨格的なみどりのネットワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市がこれまで形成してきた、環状グリーンベルトやコリドーを始めとする骨格的なみどりのネットワークにおいては、保全、充実が図られています。

第5章 目標

第5章 目標

1 目標の設定

本計画の将来像を実現するため、今後 10 年間の目標として以下のとおり設定します。また、目標の達成状況を量るため、計画期間最終年度である令和 11 年度（2029 年度）を目標年度とする評価指標を設定するとともに、各分野ごとに調査項目を設け、これらの結果をあわせ、中間評価、最終評価時に目標の達成状況を評価します。

自然

《目標》

森林・草地などの自然環境を適切に維持保全していきます。

《評価指標》

みどりの量

現況値 33,624ha (R1) ⇒ 現況値以上 (R11)

【現況値の設定について】

- 札幌市の都市計画区域における緑被現況を航空写真より把握した面積です。（撮影時期：R1 年 8 月 解析手法：近赤外航空写真を用いた解析）

【目標値の設定について】

- 本計画では、積極的に公園等の取得を行うよりも、今あるみどりの魅力向上に重点をおく為、目標値は、現況値以上とします。

間伐などにより適切な手入れをした都市環境林の面積

（人工林対象面積：約 890ha）

現況値 97ha (H30) ⇒ 400ha (R11)

【現況値の設定について】

- 平成 25 年度から平成 30 年度まで（6 年間）の間伐実績面積です。

【目標値の設定について】

- 樹林密度の高い都市環境林人工林（約 890ha）のうち、約半数の 400ha を、良好な森林として維持すべき樹林地とし、間伐等を実施することを目標とします。

〈調査項目〉

■緑被現況調査

〈調査方法〉

- 都市計画図作成範囲の航空写真を活用し、緑被率を把握します。
- 調査は概ね3年毎に実施します。

■都市環境林整備状況調査

〈調査方法〉

- 間伐等面積を集計し、都市環境林の手入れ状況を把握します。

■市内の動植物の分布調査

〈調査方法〉

- 「さっぽろ生き物さがしプロジェクト」の結果を市内の動植物の分布状況の把握に活用します。
-

《目標》

公園などのみどりで都市の安全・安心を高め、
潤いや賑わいを創出していきます。

《評価指標》

都心部の公共施設や民間施設の緑化が足りていると感じている
市民の割合

公共施設現況値 38% (H30) ⇒45% (R11)
民間施設現況値 32% (H30) ⇒40% (R11)

【現況値の設定について】

- 平成 30 年度に実施した「第4次札幌市みどりの基本計画策定のための市民アンケート調査」において、「都心部の公共施設や民間施設の緑化が足りていると思いますか」という設問に対し、「足りていると思う」「どちらかといえば、足りていると思う」と回答した割合です。

【目標値の設定について】

- 今後、都心部の公共施設、民間施設の緑化を進めていく方向性であるため、満足度が上昇すると考え、約2割の上昇を目標値として設定します。

公園のバリアフリー化率

- ・トイレ：現況値 37% (H30) ⇒50% (R11)
- ・うち主要公園トイレ：現況値 64% (H30) ⇒85% (R11)

【現況値の設定について】

- ・公園トイレ全棟数のうち、バリアフリー化*されたトイレの棟数の割合です。

【目標値の設定について】

- ・年間 10 棟（主要公園は2棟）程度の更新をすることを目標としています。
※主要公園のトイレのうち、特に観光客などの利用の多いトイレについては、バリアフリー化 100%を目指します。

* バリアフリー化：車いす利用者が円滑に移動し、利用できるように施設の改修を行うこと。

〈調査項目〉

■市民アンケート調査

〈調査方法〉

- 平成30年度に実施した、「札幌市みどりに関する市民アンケート調査」と同様の調査を令和5年度、令和10年度に実施します。

※「札幌市みどりに関する市民アンケート調査」とは

- 札幌市民のうち、20歳以上の男女3,000人を対象に、区、性別、年代の3要素のバランスをとって無作為抽出し、市のみどりに関する評価等について、市民意識を把握し、計画の見直しや充実化の取組みの参考とするためのアンケートです。

■公園バリアフリー化実施状況調査

〈調査方法〉

- 札幌市において毎年実施している公園のバリアフリー化実施状況調査より、バリアフリー化されている園路広場(H30：79%)、駐車場(H30：57%)とトイレの割合を把握します。
※園路広場、駐車場は各施設が存在する公園のうち、1箇所でもバリアフリー対応となっている公園数の割合を把握します。
※トイレは、全棟数のうち、バリアフリー対応トイレの割合を把握します。
※主要公園トイレは、全総合公園(10公園)、運動公園(農試公園、屯田西公園、手稲稲積公園の3公園)、特殊公園(大通公園、創成川公園の2公園)のトイレとします。

■民間活力の導入状況調査

〈調査方法〉

- 市内の公園における年度毎のPark-PFIの導入件数を把握します(現況値は0件)。

■公園の防災に資する機能配置調査

〈調査方法〉

- 公園に設置されている防災に資する機能である、防火水槽(131件/H30)、貯水槽(21件/H30)、雨水貯留量(50,425 m³/H30)、防災資機材保管庫(673件/H30)などの設置件数を把握します。
- 公園で町内会などが実施している防災訓練の回数(94件/H30)を把握します。団体等による公園利用時には「公園利用届出等」を事前に提出することとしており、その活動内容から防災訓練の件数を把握します。

■緑視率調査

〈調査方法〉

- 平成 23 年度に緑視率調査を行った調査地点（39 カ所）を基準に、緑視率の変化を把握します。
- 令和元年度に 50 箇所について実施しており、令和 5 年度、令和 10 年度にも実施する予定です。

※緑視率とは

緑視率とは、人の視界における草木、すなわち緑の多さを計る割合のことです。

$$\text{緑視率} = (\text{緑の面積}) \div (\text{撮影範囲})$$

みどりを眺めることによる心理的・生理的効果が安らぎを与え、身近な緑に対する生活者の満足度を反映する指標として、兵庫県西宮市をはじめ、大阪府、京都府などでも採り入れられてきています。

■利用者数調査

〈調査方法〉

- 再整備実施公園を対象に、整備前年と整備翌年に利用者数調査を行い、再整備前後の利用変化を把握します。
- 平成 30 年度に再整備した 35 公園を対象に、平成 29 年度と令和元年度に実施しました。
- 令和 4 年度と令和 9 年度に再整備する公園を対象に、実施する予定です。

■公園整備に関する満足度調査

〈調査方法〉

- 平成 30 年度に行った「公園整備に関する評価調査」において、平成 29 年度に再整備等が完了した公園について、その周辺住民に対しアンケート調査を行いました。
- 「公園について全般的な印象は良くなったと感じますか？」という設問に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合（H30：76%）から、再整備された公園に対する満足度を把握します。
- 調査は令和 5 年度と令和 10 年度に実施する予定です。

《目標》

市民がみどりを守り育て、ふれあうための取組を活発にしていきます。

《評価指標》

みどりづくりなどに参加した市民の割合

現況値 56.1% (H30) ⇒現況値以上 (R11)

【現況値の設定について】

- 平成 30 年度に実施した「札幌市みどりに関する市民アンケート調査」において、「この1年間に、市内の公園などでのみどりづくりやイベントに参加したことがありますか。」という設問に対し、6つの項目のうち「森林やみどりを保全するための募金や寄附を行った」を除く一つでも参加したと回答した割合です。

【目標値の設定について】

- 少子高齢化や、近年の余暇の過ごし方の多様化等から、現況値以上とします。

コミュニティ活動に関する公園利用届等件数

現況値 1,967 件 (H29) ⇒現況値以上 (R11)

【現況値の設定について】

- 平成 29 年度に団体等から公園利用時に提出された「公園利用届等」に記載された活動内容のうち、地域イベントや祭り、住民活動等のコミュニティ活動の件数です。

【目標値の設定について】

- 町内会加入率の低下傾向や、それに伴う町内会活動の停滞等から、現況値以上とします。

〈調査項目〉

■市民アンケート調査

P67 に記載

■ボランティア登録者調査

〈調査方法〉

- ・公園ボランティア（2,373 人）や森林ボランティア（1,120 人）、タウンガーデナー（308 人）、指定管理による公園のボランティア（1,326 人）について、新規登録者数や属性、活動内容などを把握します。

※登録人数は平成 30 年現在

- ・令和 5 年度、令和 10 年度に実施します。

■公園利用届分類調査

〈調査方法〉

- ・団体等による公園利用時には「公園利用届出等」を事前に提出することとしており、その活動内容から地域イベントや祭り（919 件）、住民活動（887 件）、ボランティア活動（50 件）等のコミュニティ活動の件数を把握します。

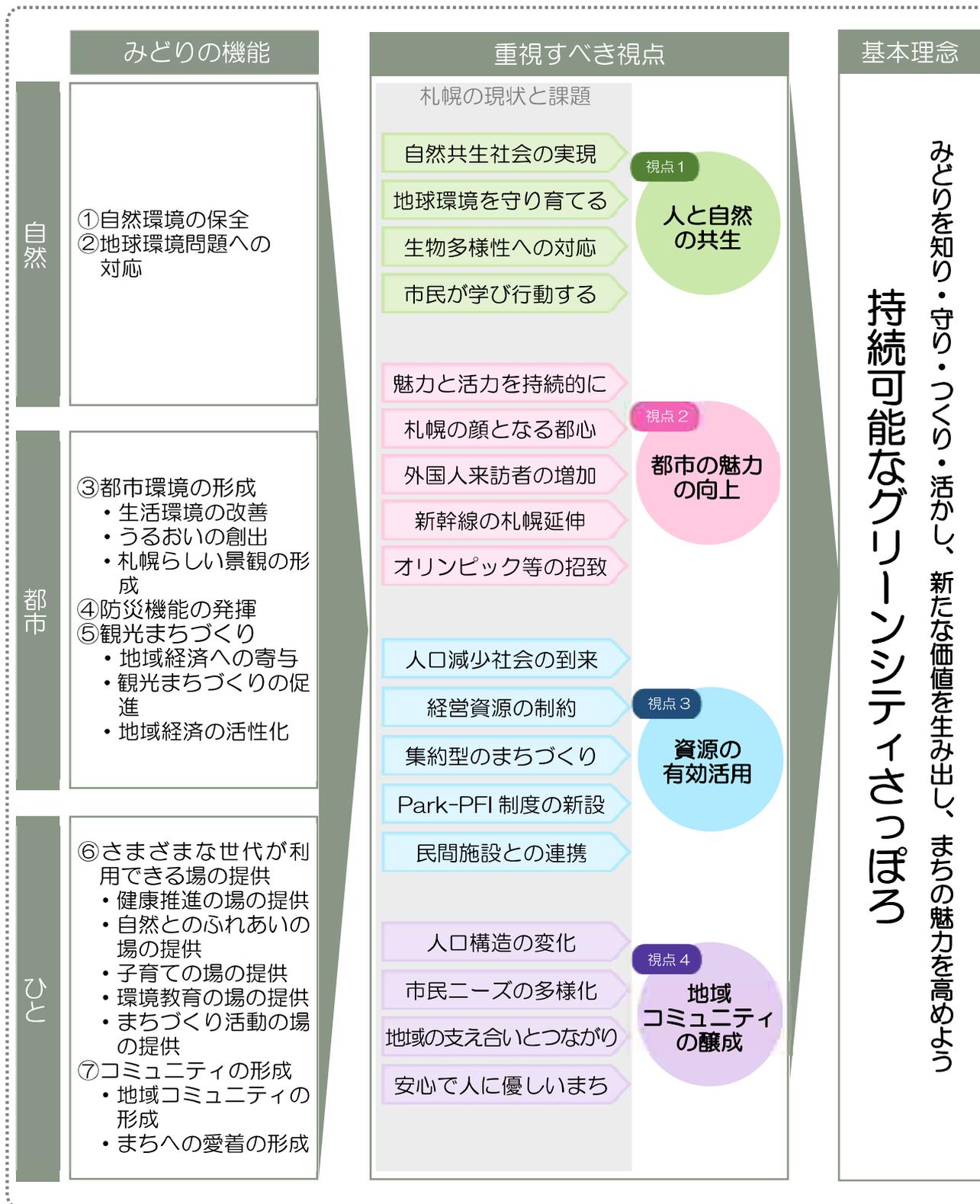
※届出件数は平成 29 年集計時

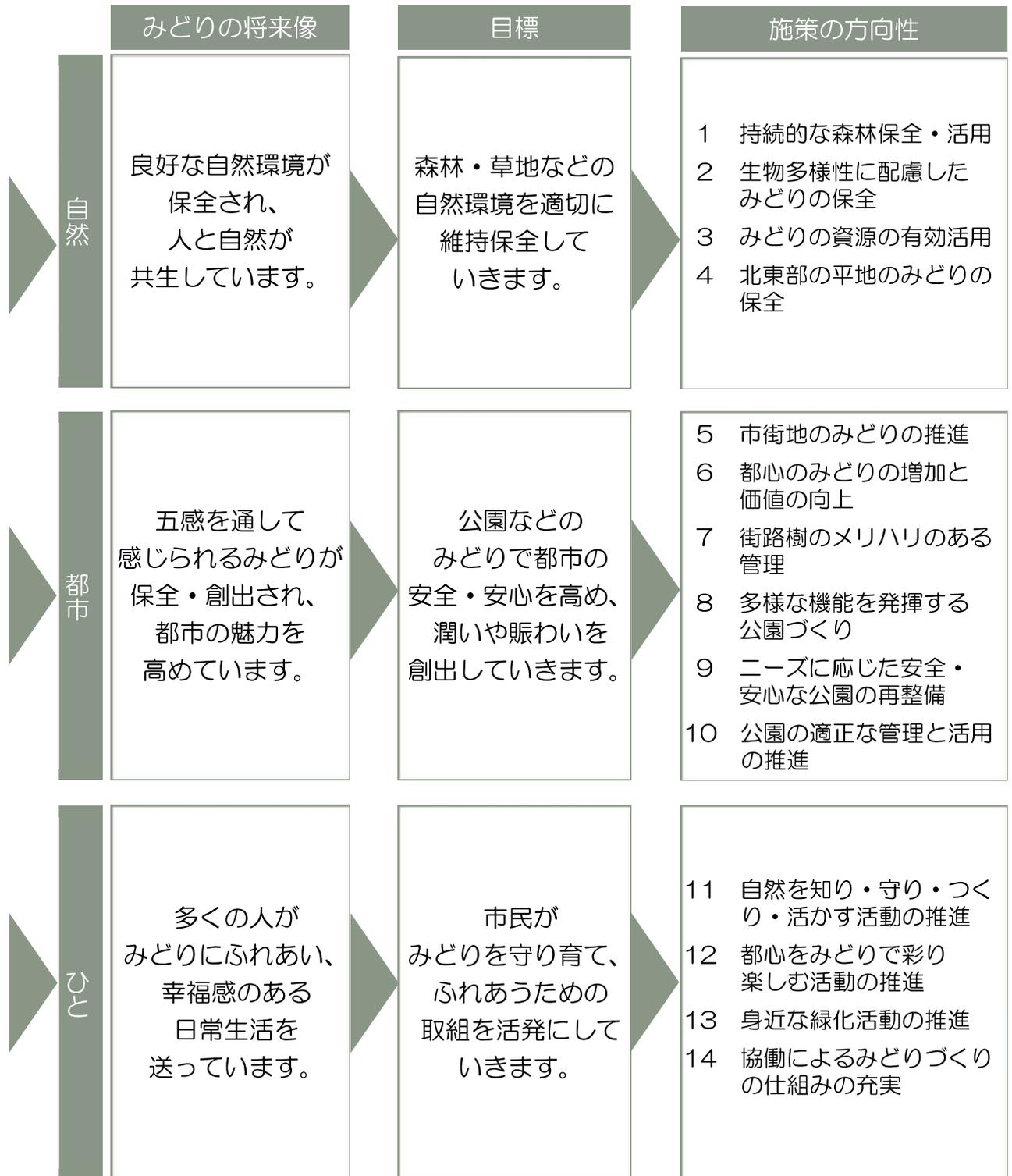
- ・令和 5 年度、令和 10 年度に実施します。

第6章 計画の体系と施策

第6章 計画の体系と施策

1 計画の体系





2 施策の方向性と施策

自然

みどりの将来像

良好な自然環境が保全され、人と自然が共生しています

地球環境を改善し、多様な生物の生息・生育空間となっている自然環境を保全するとともに、新たな利活用の推進を図ります。

方向性 1

持続的な森林保全・活用

札幌市では、無秩序な市街地の拡大を防止し、みどり豊かな都市環境を守ることを目的として、自然環境を形成するみどりを風致地区や特別緑地保全地区に指定するとともに、開発指向の強い地域や自然環境の保全が必要な森林を都市環境林として取得してきました。

また、札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づき、一定規模の現状を変更する行為に対して、樹林地の確保を義務付け、開発によるみどりの喪失を抑制しています。

さらに、活用の取組として、自然歩道や都市環境林の一部などで市民が気軽に自然にふれあうことのできる場を提供してきました。

今後は、風致地区や特別緑地保全地区などの制度を活用するとともに、都市環境林などの森林を適切に管理していきます。都市環境林については、より市民の活用を図るための計画を策定し、市民・活動団体・事業者との連携による整備などを進めます。

主な施策

○森林の保全推進

市街地を取り巻く重要な民間樹林地を公有化するとともに、森林の公益的機能の維持増進を図るために、間伐などの森林の整備や活用を促進します。

・都市環境林等の取得

自然環境・景観及び防災などの公益的機能上特に保全が必要な森林や、開発の恐れがある森林を、計画的に公有化します。



旭山都市環境林

○都市環境林の利活用の推進

森林の公益的機能を総合的に高めていく森づくりを通じて、野生生物の生息・生育環境を保全し、豊かな自然とのふれあい、森林レクリエーション、環境教育等の利用を推進するため、「札幌市都市環境林管理方針」（P76 参照）を策定しました。今後はこの方針を推進するため以下のことに取り組みます。

・新たな活用手法の検討

森林の機能や特性に応じた管理計画を策定し、それに基づいた森林の保全と活用を図ります。

都市環境林については、市民などによる森林レクリエーション利用を推進するため、活用について検討します。

・人工林の間伐などの推進

白旗山都市環境林では、人工林（針葉樹）の間伐などを行い、広葉樹の生育を促すことにより針葉樹と広葉樹が混合した自然に近い森林づくりを進めます。



人工林（針葉樹）の伐採風景（白旗山）

○多様化する自然歩道などの利用者への対応

札幌には8つの自然歩道と6つの市民の森があり、利用者は約26万人（年間推計値/平成24・25年度札幌市市民の森等利用状況調査より）となっており、広く市民に親しまれています。一方、ルートの約86%を占めているなど、利用箇所には偏りがみられるほか、外国人の利用や新たな利用形態（トレイルランニング）の増加があることから、自然への影響を考慮し、多様化する利用者の安全と利便性を確保する手法について検討します。



自然歩道の様子

札幌市都市環境林管理方針 [平成30年(2018年)策定]

札幌市が保有する都市環境林(37地区)について、森づくりの在り方を明確に位置づける基本方針として、森林の機能と特性に応じた管理方針を策定したものです。

長期目標 大都市近郊に残された貴重な自然として、森林の多様な公益的機能の維持増進を図り、森林の保全と市民のレクリエーションの場として活用を図る。

- 基本方針**
- ① 森林の特性に応じた管理手法により、森林の有する公益的機能の発揮を目指す。
 - ② 都市環境林の立地条件や施設内容に応じて、都市近郊に残された貴重な自然環境の保全と活用を図る。
 - ③ 森林ボランティア活動の促進を図り、市民と協働による森づくりを進める。

森林の基本的な管理手法



保全と活用の方向性

保全と活用のタイプ	里山的利用タイプ	レク・教育的利用タイプ	自然環境保全タイプ
森林の特性とタイプ条件	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった面積の人工林(1ha以上)を有する。 ・アプローチが可能である。 ・市民団体による利用実績があるか、または今後期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに散策路などがあり、市民による利用がある。 ・隣接する緑地に散策路があり、連携することによって利用促進が期待できる。 ・散策や観察に適した自然資源を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全すべき景観や良好な自然環境を有する。 ・二次林であっても周辺の貴重な自然林と一体的に保全を図る必要がある(緩衝機能を有する)。 ・自然の推移に任せることで、自然林へと移行することが期待できる。
保全と活用の方向性	森づくり体験	レク・教育的利用	保全
	<ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティア団体と管理方針や長期目標を共有しながら、協働の森づくりを進める ・市民による森づくり体験の場(植栽や間伐など)としての活用を図る。 ・隣接する緑地などで活動する市民団体との連携を図り、都市環境林の活用を促進する。 ・間伐材の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の森林レクリエーション(登山や散策、自然観察など)の場として、散策路などの施設を維持・整備を進める。 ・都市環境林の利用を通じて、地域の多様な自然環境や森林の持つ公益的機能についての理解を深め、環境学習の場としての活用を図る。 ・隣接する公園などの緑地との連携を図り、一体的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特有の生物多様性の維持、保全を図る。 ・良好な都市環境の形成のため、住宅地に近接する景観林・緩衝地として、良好な自然環境の維持・保全を図る。 ・水源涵養、土砂流出防止や防風保安などの森林の持つ公益的機能の維持を図る。

生物多様性に配慮したみどりの保全

森林や草地、農地、公園緑地などのまとまりのあるみどりや、河川や街路樹などのつながりのあるみどりは、地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、生物の生息・生育空間となり、生物多様性の保全に寄与するなど重要な役割を果たしています。

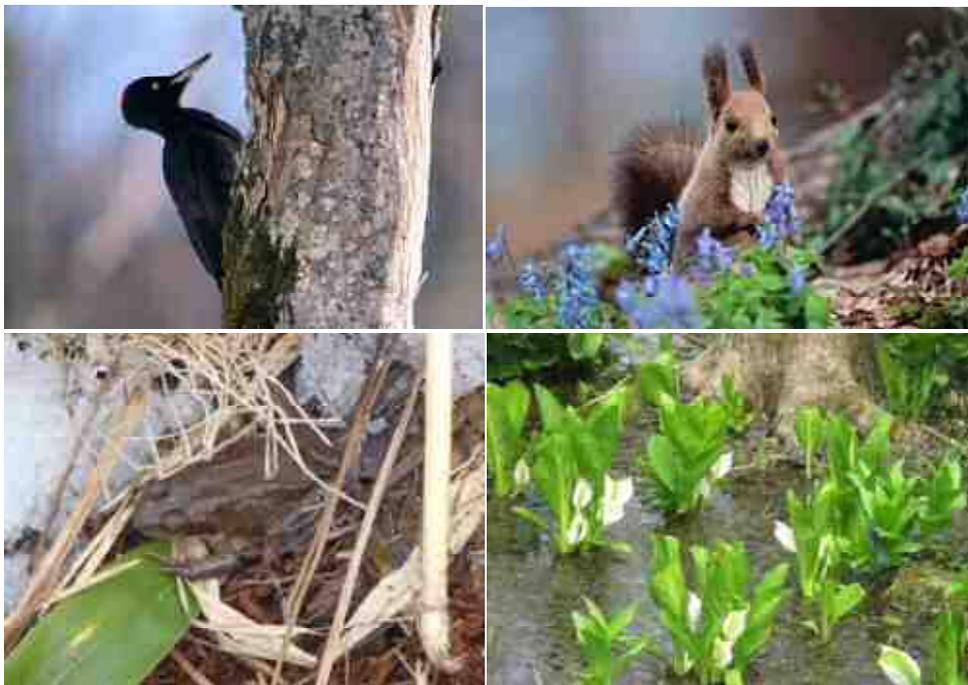
札幌市では、環状グリーンベルトとコリドーからなる骨格的なみどりのネットワーク（P20）を形成してきました。この骨格的なみどりのネットワークは、生物の生息・生育空間となり、生物多様性の観点から、都市のエコロジカルネットワーク*として機能しています。

今後も、生物多様性に配慮した都市のエコロジカルネットワークの保全と創出に努めます。

主な施策

○生物多様性に配慮したみどりの保全と創出

生物多様性の保全を図っていくために、札幌やその周辺のみどりの現状や特性などを踏まえ、自然環境の保全に努めるとともに、公園緑地や河川などを活用した生物の生息・生育地の連続性の確保に努めます。



公園緑地の生き物や自然環境

*都市のエコロジカルネットワーク：野生生物が生息・生育する核となる公園緑地と、移動空間となる道路緑化や河川で構成されるコリドーが、有機的につながる生態系のネットワークのこと。

○ヒグマ等の野生生物との共生

緑地や水辺の連続化については、ヒグマやエゾシカなど野生生物の侵入経路となる側面もあります。手入れをされない里山や河畔林、耕作放棄地などが市街地への侵入を誘発する可能性があることから、特に市街地周辺においては、土地の管理者や地域への普及啓発などの適正な管理に向けた取組が重要です。

○特定外来生物^{*}の適切な処理

公園緑地などの整備や維持管理において、特定外来生物を発見した場合には、関係法令に基づく適切な対応を進めます。



特定外来生物（オオハンゴンソウ）

○調査分析と情報共有

モニタリングや文献調査等により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に
関係する基礎的な情報を収集し、情報の共有化を進めます。

^{*} **特定外来生物**：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものの中から『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』により指定されているもの。

方向性3

みどりの資源の有効活用

環境負荷の少ない循環型社会への取組として、地域材の利用や、公園や街路樹などの維持管理の際に発生する落ち葉や剪定枝などの有効活用を進めます。

主な施策

○市有施設における木材利用の促進

森林管理の適正化を図るため、学校をはじめとする公共建築物への地域材[※]の利用をより一層進めるとともに、さらなる木材利用の促進に向けて検討します。

○落ち葉の堆肥化

公園や街路樹から発生する落ち葉を堆肥化し、植物の栄養や土壌改良材として有効利用していきます。



落ち葉の堆肥化の様子

○伐採木・剪定枝などの有効活用

公園や街路樹などで発生する伐採木・剪定枝を市民配布することや、バイオマス[※]燃料及びチップ化したマルチング材として有効利用し、循環型社会[※]の実現に向けた市民意識の向上や普及啓発を進めます。



剪定枝のチップ化



剪定枝チップの舗装材への活用

※ **地域材**：北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材のこと。

※ **バイオマス**：再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石燃料を除いたもの。太陽のエネルギーを使って生物が合成したものであり、生命と太陽がある限り、枯渇しない資源。

※ **循環型社会**：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

北東部の平地のみどりの保全

札幌市の北東部に広がる農地は、田園風景や牧歌的な景観を醸し出すなど市民の原風景として重要な役割を担っているほか、原野や湿地のみどりなどは野生生物の生息・生育の場として生物多様性保全に役立っています。

今後は、農地の適切な保全と活用に加え、農地の多面的機能を維持保全できる遊休農地の利活用方法の検討や、平地のみどりで活動を行っている団体と連携することで、平地のみどりを保全していきます。

主な施策

○農地の保全と活用

農地の利活用状況や農地所有者の意向の把握を通して、地域の実情にあった農地利用の調整による適切な農地の保全と活用を図ります。

平地において良好な景観の形成や農業体験の場の提供など多面的な機能が発揮できるよう、農地を有効活用していくことが重要です。

市民が農的な活動にふれられるよう、地域性に応じた市民農園^{*}や体験農園^{*}などとしての活用や、農地の多面的機能の維持保全につながる地域のニーズにあわせた遊休農地の利活用方法を検討します。



北区のレタス畑

○NPO 団体との連携

平地のみどりにおいて、観察などの活動を行っている団体と連携しながら、今後、平地のみどりの保全について検討していきます。

^{*} **市民農園**：都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培・高齢者の生きがいづくり、地域交流の場、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

^{*} **体験農園**：農園主が作付け計画を行い、種や苗、農作業に必要な農具を用意し、農園主の指導により野菜作りを行うことができる体験型農園のこと。

五感を通して感じられるみどりが保全・創出され、都市の魅力を高めています。

今後は、市民・活動団体・事業者等と共に、充足しているみどり（既存ストック）の有効活用などを進め、みどりの豊かさ、にぎわい、憩いなどを日々の暮らしの中で感じることができる魅力的な都市環境の形成を進めます。

方向性5

市街地のみどりの推進

市街地においては、公園や河川、街路樹、民有地のみどりがあることで全体として良好な住環境を形成していますが、今後、効果的な維持管理を行うため、それらの機能や価値を検証し、市街地のみどりを守り育てていきます。

主な施策

○市街地の緑化と保全

市街地のみどりは、公園や河川、街路樹、公共・民間施設の緑化、家庭の庭などで構成されています。今後はこのようなみどりをどう維持していくかについて、方向性を検討します。



中島公園のみどり

○緑化重点地区の緑化の推進

緑化重点地区とは、水と緑のうるおいと安らぎのある街の実現を目指し、都市緑地法に基づき指定する、都市緑化を積極的かつ重点的に推進する地区です。

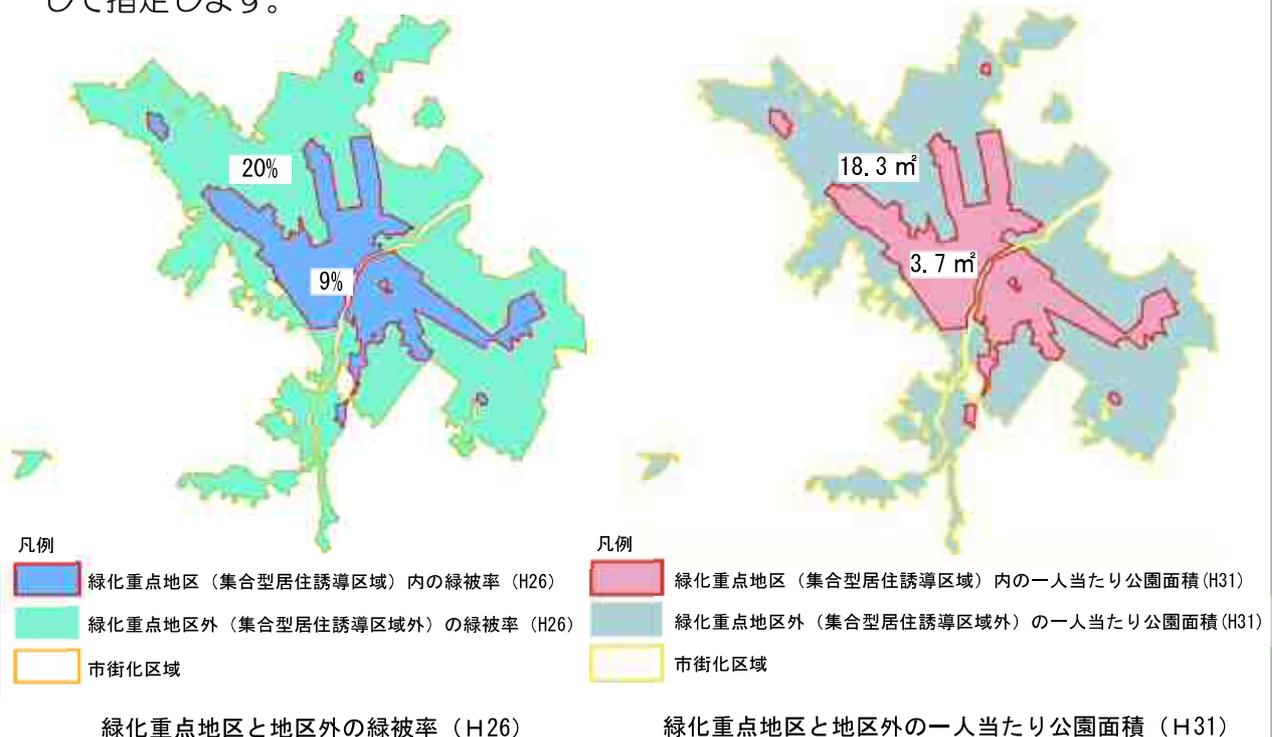
緑化重点地区では、公共施設による緑化とあわせて、住民による民有地の緑化など市民・事業者・行政が連携して緑化を重点的に推進し、住民の憩いの場を創出するとともに、みどり豊かな街並みを形成します。

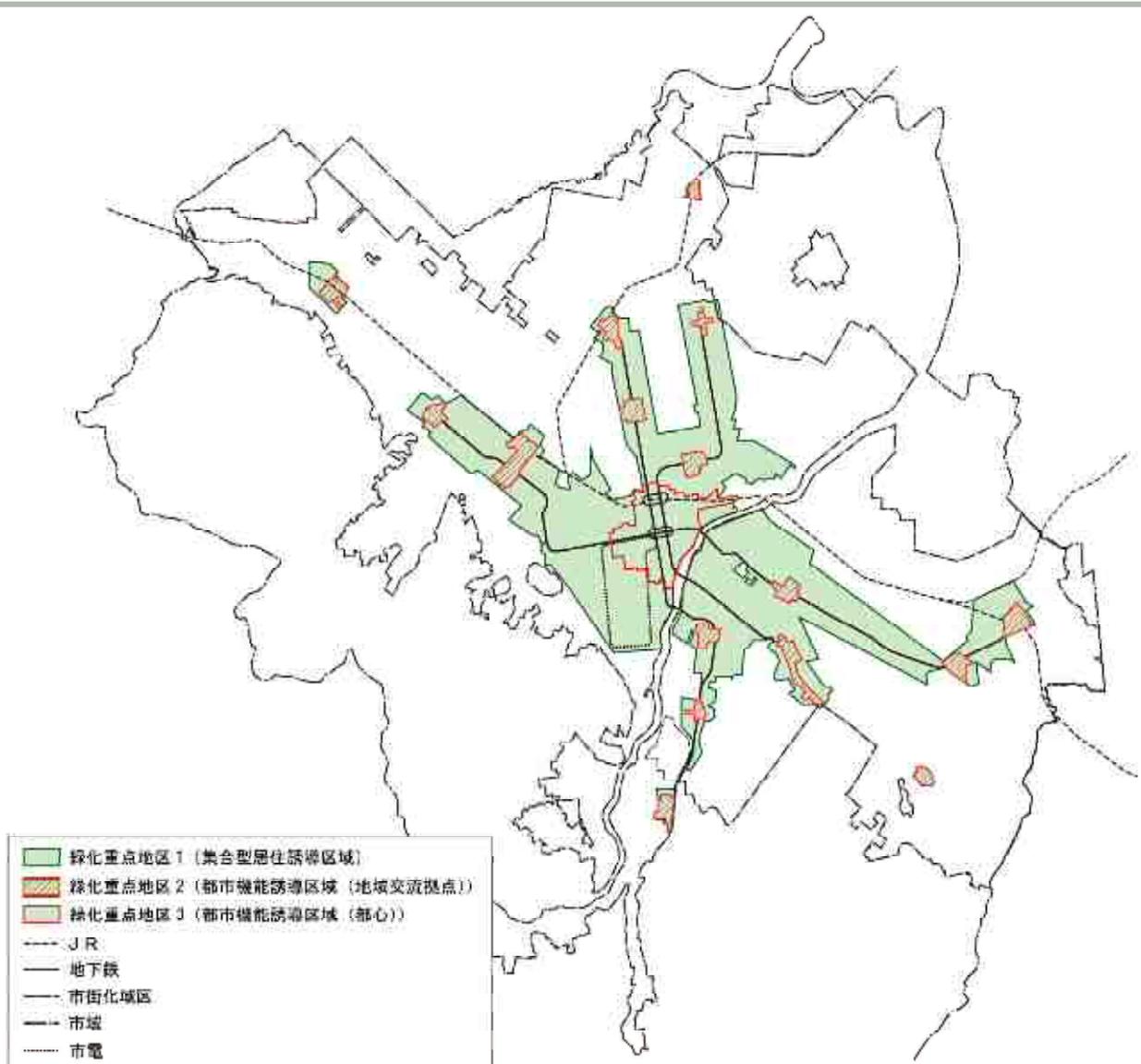
緑化重点地区

札幌市では、札幌市立地適正化計画において、「集合型居住誘導区域」「都市機能誘導区域（地域交流拠点）」「都市機能誘導区域（都心）」等を設定し、市街地区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配置を図ることで、第2次札幌市都市計画マスタープランが掲げるコンパクトな都市づくりの実現を目指しています。

なお、都市機能誘導区域を含む集合型居住誘導区域内の緑被率は9%にとどまり、集合型居住誘導区域外の20%と比較しても低い状況となっています。また、一人当たりの公園面積は、区域内で3.7㎡と低く、区域外の18.3㎡と比べて非常に低い状況となっています。

緑化重点地区の指定においては、緑被率や公園の未充足状況、および、都市づくりの方向性を踏まえ、重要な観点として「駅前等都市のシンボルとなる地区」「公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区」「高密度で質の高い住宅市街地の形成が求められている地区」について設定することとし、これに該当する「集合型居住誘導区域」や「都市機能誘導区域（地域交流拠点）」、「都市機能誘導区域（都心）」の範囲を緑化重点地区として指定します。





緑化重点地区位置図

緑化重点地区の範囲の定義

緑化重点地区1 [集合型居住誘導区域]

- おおむね環状通の内側と地下鉄の沿線、地域交流拠点に位置付けられている JR 駅などの周辺

緑化重点地区2 [都市機能誘導区域 (地域交流拠点)]

- 交通結節点[※]である主要な地下鉄・JR 駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現状・動向などから、地域の生活を支える拠点としての役割を担う地域のほか、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域
※さまざまな交通手段（徒歩、自動車、バス、鉄道など）を相互に連絡させる場所

緑化重点地区3 [都市機能誘導区域 (都心)]

- 都心まちづくり計画（P87 参照）に定める都心の範囲や、都市再生緊急整備地域^{※1} 用途地域^{※2} などに合わせて画定した区域
※1：都市の再生の根拠として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域。
※2：機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居や商業・工業などの都市の諸機能を適切に配分するための区分を行うために大枠としての土地利用を定めるもので13種類に区分される。

・緑化重点地区の基本方針

□緑化重点地区1 [集合型居住誘導区域]

利便性が高い住宅市街地については、公園や公開空地など官民各々が管理するみどりのオープンスペースを活用し、有効な都市景観や住民の憩いと交流の場を創出するとともに、効果的な維持管理を行うためのみどりの機能や価値を検証し、住宅市街地の質を高めていきます。

また、公園の必要性が高い地域では、周辺の状況も踏まえ、公園を整備するとともに、民間再開発などによって生み出される公園以外のみどりのオープンスペースも活用していきます。

□緑化重点地区2 [都市機能誘導区域（地域交流拠点）]

地下鉄駅周辺など利便性の高い地域については、集約型のまちづくりと連携して、施設の複合化や民間開発にあわせたみどり豊かなオープンスペースの創出を図り、地域特性に応じた、うるおいやにぎわいのある多様な交流空間を創出していきます。

□緑化重点地区3 [都市機能誘導区域（都心）]

みどり豊かで魅力的な都心の形成に向けて、大通公園や創成川公園、中島公園など都心における重要なみどりの拠点と、みどり豊かな街並みを彩る重要な街路樹を有する軸について充実を図り、大切に守り活かしていきます。

まちづくりと連動した、都心のみどりづくりについて、「都心のみどりづくり方針」を策定し、みどり豊かで魅力あふれるまち札幌の形成をリードするとともに、市民や来訪者が憩い交流し滞留する魅力的な空間を創出していきます。

○コリドーの保全と充実

骨格的なみどりを形成しているコリドー（大通コリドー、創成川コリドー、豊平川コリドーなど）については、その保全を行うとともに、まちづくりの機会等を踏まえながら、さらなる充実を図っていきます。



コリドー位置図

○グリーンインフラ[※]の導入検討及び普及啓発

現在、グリーンインフラは、防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献など、さまざまな地域課題を解決するものとして注目を集めています。札幌市でも導入検討のための調査を行うとともに、都市の貯水機能を向上させる透水性のモデルガーデンを紹介するなど、市民や事業者に対して普及啓発を図ります。



雨水浸透型花壇（厚別公園）

○市街地の象徴となる樹木の保存

市街地の象徴的な景観を創り出すとともに、札幌の歴史を物語る貴重な樹木などの保全を、景観重要樹木[※]や保存樹木[※]の制度により、公有地のみならず民有地においても進めます。

-
- ※ **グリーンインフラ**：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
 - ※ **景観重要樹木**：景観法に基づき、景観計画区域内の景観形成上重要な樹木を指定し、地域の個性ある景観づくりのために保全する制度。
 - ※ **保存樹木制度**：樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの、又は美観風致を維持するため必要なものを保存樹木又は保存並木として指定する制度。

都心のみどりの増加と価値の向上

多くの市民や来訪者が訪れる都心は、札幌の顔であり、公園や街路樹などのみどりによって、札幌の魅力を感じられる空間の形成を進めてきました。

市で毎年実施している市民意識調査では、多くの市民が札幌を好きな理由として「緑が多く自然が豊か」という点を挙げていますが、都心における緑被率は、高いとは言えない状況にあります。

今後、北海道新幹線の札幌延伸や都心アクセス道路の計画、冬季オリンピック・パラリンピック開催招致などを契機にまちづくりが進められると予想されます。

以上の状況を踏まえ、これからは、これらのまちづくりと連動した都心のみどりづくりについて、みどり豊かで魅力あふれるまち札幌の形成をリードするとともに、市民や来訪者が憩い交流し滞留する魅力的な空間を創出していきます。

主な施策

○都心のみどりづくりの推進

よりみどり豊かで魅力的な都心の形成に向けて、新幹線延伸等に伴うまちづくりと連携して、大通公園や創成川公園、中島公園など都心における重要なみどりの拠点と、緑豊かな街並みを彩る重要な街路樹を有する軸について充実を図り、大切に守り活かしていきます。

また、官民連携による緑化を推進するため、緑化地域制度等を活用して建物の新築・改築の際の緑化の義務付けや、民有地緑化助成等の支援策の充実、表彰制度や緑化に取り組む事業者等PRなどによる緑化の誘導策の充実など、市民・企業がみどりを創出する実効性の高い仕組みづくりを検討します。

具体的には、第2次都心まちづくり計画等と連動して、各拠点や各軸に適したみどりづくりや良好なオープンスペースの創出を実現するため、「都心のみどりづくり方針」を策定し、都心のみどりについて目指すべき将来像を示すとともに、取組方針を明らかにしていきます。



都心のまちなみ

第2次都心まちづくり計画〔平成28年(2016年)策定〕

都心の構造となる「骨格軸」「展開軸」「交流拠点」及び「ターゲット・エリア」といった主要な要素について、あるべき姿を指針として定めるとともに、その具現化に必要とされる取組の方向性を骨子として定めています。

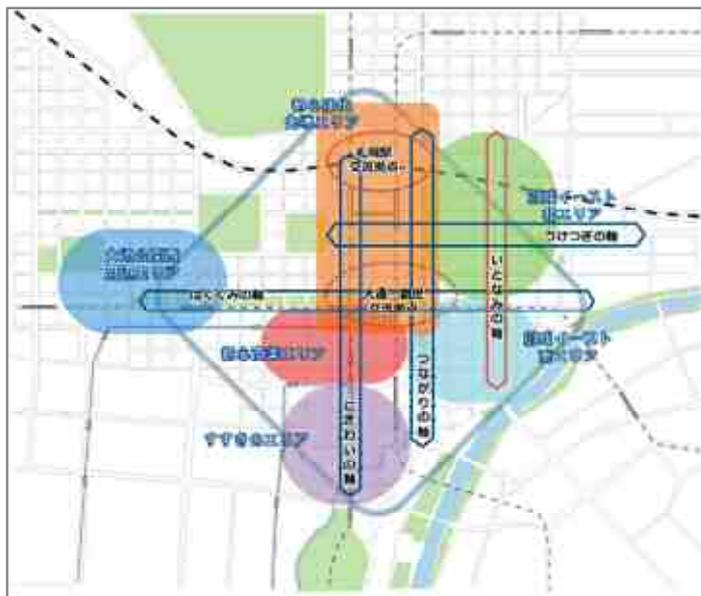
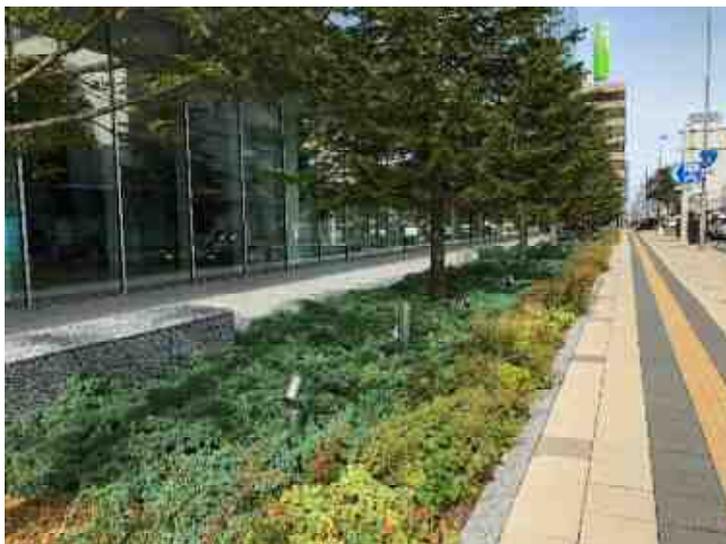


図 都心の骨格構造とターゲット・エリア

○公共施設等[※]の緑化の推進

公共施設等については、まちづくりをリードする良好な緑化空間を創出していきます。

建物などの公共施設の新築・改築の際には、市民が憩い、交流できる広場の整備や壁面・屋上・屋内緑化など、うるおいあるみどりのオープンスペースを創出します。また、街路などの公共施設においては、街路樹のボリュームのある樹形づくりを進めます。(P90「方向性7」参照)



さっぽろ創成スクエアの緑化

[※] **公共施設等**：公共施設、公用施設その他の札幌市が所有する建築物その他工作物を意味し、具体的には、建築物（いわゆるハコモノ）の他、道路・橋りょう、河川等の土木構造物、公営企業の施設（上下水道施設、病院、市場、地下鉄）等も含む包括的な概念である。

○民有地緑化の推進

• 民有地緑化への助成

都心での開発や再整備にあわせてみどり豊かな空間創出を推進するため、民有地において、みどりのオープンスペースの創出や、壁面緑化、屋上緑化、屋内緑化などの取組を支援します。



屋上緑化の助成事例（そらのひろば ステラ9）

• 民有地の優良事例の紹介

民間開発による都心での緑化活動を促進するため、具体的な計画の参考となる民有地緑化の優良事例を事業者に紹介します。



優良事例のご紹介（札幌市）

○緑保全創出地域制度の見直し

札幌市では、緑の保全と創出に関する条例に基づき緑化を義務付けていますが、さらに都心の緑化を推進し魅力を高めていくため、現行制度の効果検証や公共・民間施設の緑化の現状などを把握したうえで、都心の再開発や公共施設の建替えなどに対応した緑保全創出地域制度の見直しを検討します。

○まちづくりと連携した都心の魅力づくり

都心においては、民間開発等とも連携しながら、札幌の気候特性に対応した空間の充実を図り、みどりのネットワークづくりを検討していきます。

また、ポケットパーク*などの市民や来訪者が憩い交流し滞留する魅力的な空間を創出していきます。



都心のオープンスペース（北3条広場）

○都心のみどりの景観の向上

大通公園などの拠点や、街路樹などのある街路を軸として、それぞれの個性を活かした、風格のある緑の景観形成や、人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的なみどりの景観形成を図ります。また、札幌の気候特性に対応したみどりのオープンスペースの充実を図るとともに、樹木の雪景色を見せるなど積雪寒冷地ならではの景観を意識したみどりづくりを推進します。



樹木の雪景色（時計台）

* ポケットパーク：道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな滞留空間のこと。

街路樹のメリハリのある管理

街路樹は、日陰の提供などにより心身ともに快適な生活環境を形成するとともに、みどり豊かな街路景観を形成することにより、五感を通じて感じられるうるおいを創出するなど、市民が身近に感じることができる重要なみどりであります。

また、河川と共にコリドーとして骨格的なみどりのネットワークを形成する役割も担っています。

高齢化に伴う危険木の増加、管理コストの増加が見込まれることから、街路樹診断や計画的な更新などを進めるとともに、都心部・主要幹線については緑量ある景観づくりのため、きめ細やかな剪定を行うなど、みどり豊かな街並みを形成するため、街路樹を適正に維持・管理していきます。

主な施策

○札幌市街路樹基本方針（P91 参照）の推進

街路樹のある安全かつ美しい道路空間を形成していくため、今後の街路樹の目標像に向けた整備や管理の方向性を示す、札幌市街路樹基本方針を推進します。

・都心部や主要幹線道路の街路樹の充実

都心部や主要幹線道路は、災害時に緊急輸送道路として利用されることから、街路樹が交通の支障とならないよう重点的に安全管理を推進します。また、多くの市民が目にすることから美しくボリュームある樹形作り※に取り組みます。

・街路樹の樹種の改善

街路樹として適性が高く、札幌市の気候や環境に適した樹種を選んで植樹するとともに、成長の早い早生樹種※については樹種転換を推進します。

・街路樹の配置の改善

幅の狭い歩道にある街路樹は、住宅地への越境やバリアフリーなどさまざまな課題があるため、幅の狭い歩道には新たに街路樹を植えない取り扱いとし、既存の街路樹については、市民と協議の上、廃止も検討します。



幅が狭い歩道の街路樹

※ **ボリュームのある樹形づくり**：樹木の枝を強く切り詰めるのではなく、細やかな剪定や枝透かし等、樹冠の大きさを保つように剪定を行う「ボリュームアップ剪定」により、ボリュームのある樹形を維持管理する。

※ **早生樹種**：成長の早い樹種。ニセアカシア、プラタナス、ポプラ、シンジュなど。

札幌市街路樹基本方針〔平成27年（2015年）策定〕

基本方針では、街路樹の価値を発揮させ、市民の皆様が街路樹に感じるメリットを増やすことを目的に10の基本方針や基本的な取組を定めています。

基本方針	基本的な取組
①都心部の街路樹の充実	都心部の重点管理、生育基盤改善
②主要幹線道路の街路樹の充実	主要幹線道路のボリュームある剪定の実施
③交流・生活拠点の街路樹の充実	交流・生活拠点地区の重点管理
④街路樹の改善	樹種および配置を改善する各種取組の実施
⑤健全な街路樹をつくりだす計画的な更新	効率的な街路樹診断の実施、街路樹更新計画の策定
⑥安全で災害に強い道路交通の確保	緊急輸送道路の重点管理
⑦産学官民一体となった街路樹づくり	広報・広聴の取組、ます花壇事業の推進
⑧街路樹管理技術の向上	造園業界団体と協力した技術研修
⑨道路事業関係者との情報共有	街路樹チェックシートの作成と運用、道内の行政機関との連携
⑩低炭素社会構築に向けたみどりのリサイクルの推進	剪定枝の再資源化（堆肥・木チップ・エネルギー利用など）、伐採木や落ち葉の活用

多様な機能を発揮する公園づくり

札幌市では札幌市住区整備基本計画などに基づき計画的に都市公園の配置が進められ、量的には一定の充足が図られています。このため、基本的に街区公園以外の公園は今後新規整備を行いませんが、都心やその周辺の人口が増加している地域では、市民にとって最も身近な街区公園の整備や狭小街区公園※の拡張を進めます。

公園は、環境保全、景観形成、コミュニティ形成、レクリエーション、防災などの機能を有しており、こうした多様な機能が発揮される公園づくりを進めます。

主な施策

○厚別山本公園（総合公園）の整備

環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど公園の持つ多様な機能を発揮するための公園整備として、ごみ処分場跡地を大規模公園として有効活用する厚別山本公園の整備を、2024年度の完成を目指して進めます。



造成中の厚別山本公園

○「公園の必要性が高い地域」での公園づくり

人口動態や第2次札幌市都市計画マスタープラン、周辺の公園整備状況などを踏まえたうえで、公園整備の必要性の高い地域については、重点的に街区公園の新規整備や、狭小街区公園の拡張を進めていきます。

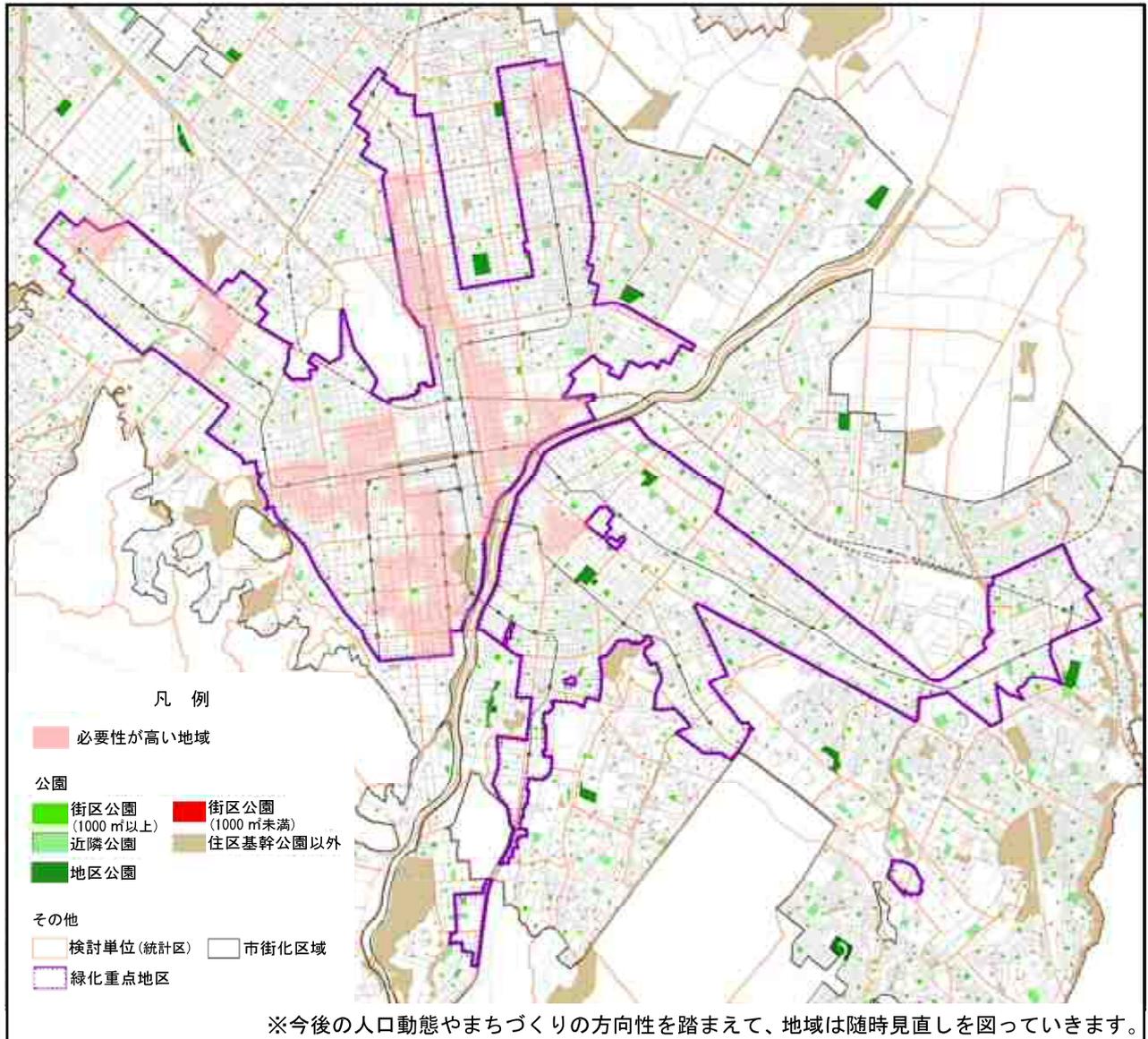
このような地域では、まとまった用地の確保が難しいことから、民間再開発等により生み出される公園以外のみどりのオープンスペースも、その整備内容や利用実態



伏見もいわ山公園

(地域ニーズ等)により、公園に準ずるものとして活用していきます。

※ 狭小街区公園：1,000㎡未満の街区公園。



公園の必要性和高い地域

○市民緑地制度の導入

都市緑地法に基づく市民緑地制度[※]を活用し、公園の必要性和高い地域において、広場、休養施設、修景施設、管理施設、便益施設、遊具施設等を設置した民間主体による緑地・広場の創出を進めます。

[※] **市民緑地制度**：土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。

ニーズに応じた安全・安心な公園の再整備

公園緑地の整備は一定の水準にあり、量的にはほぼ充足しています。一方で、公園施設の老朽化が進んでおり、今後は、経営資源的な制約や人口減少社会も見据え、公園施設の総量を抑制していくとともに、地域ニーズにあわせ、安全・安心にも配慮した再整備を行います。

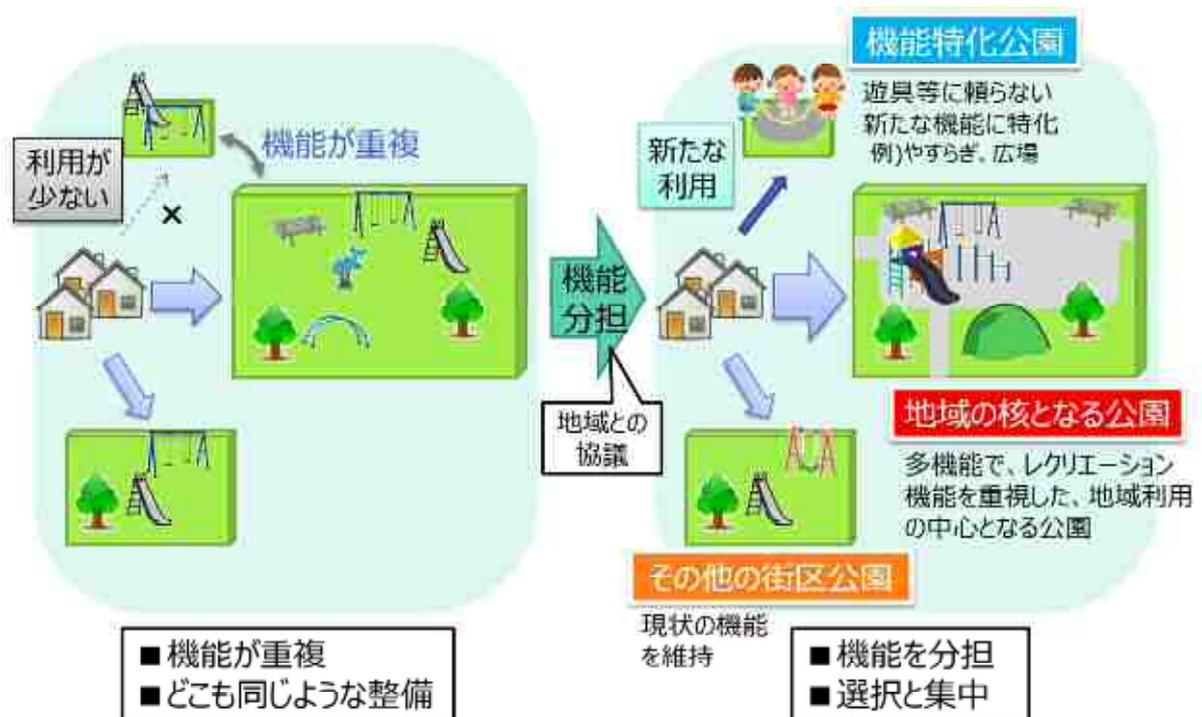
主な施策

○身近な公園の再整備

老朽化した身近な公園を対象に、ワークショップなどで地元住民と話し合いを行い、意見を反映するなど地域のニーズに応じた再整備や施設更新を行い、また、複数の街区公園が密集している場合には、地域ニーズや特性、公園面積、配置状況などを踏まえた機能分担を図ります。



機能特化公園



街区公園の機能分担のイメージ